

民生委員身分証明書交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 3 条の規程により、西宮市の区域に置かれた民生委員が携帯する身分証明書（以下「身分証明書」という。）に関し、必要な事項を定める。

(様式)

第 2 条 身分証明書は、様式第 1 号によるものとする。

(交付)

第 3 条 新たに民生委員に委嘱され、又は民生委員に再任の委嘱を受けた者は、身分証明書及び第 6 条に規定する交付台帳に貼付するため、次に定める規格の写真 2 葉を提出しなければならない。ただし、次に定める規格による出力が可能な電磁的記録の提出をもって代えることができる。

- (1) たて 3.5 センチメートル、横 2.5 センチメートル
- (2) 正面・上半身・無帽
- (3) カラー写真

2 市長は、厚生労働大臣から委嘱された民生委員が前項の写真（電磁的記録を含む。）を提出したときは、この要綱に定める身分証明書を交付するものとする。

(有効期限)

第 4 条 身分証明書の有効期間は、交付の日から民生委員の任期満了の日までとする。

(記載事項の変更)

第 5 条 民生委員は、氏名その他記載事項に変更があった場合は、民生委員身分証明書再交付等申請書（様式第 2 号）により市長に届け出て、身分証明書の引換交付を受けなければならない。この場合において、第 3 条第 1 項に定める写真（電磁的記録を含む。） 1 葉を提出しなければならない。

(交付台帳)

第 6 条 市長は、民生委員身分証明書交付台帳を整備し、身分証明書の交付及び返納の事実を記録するものとする。

2 前項の台帳は、その全部又は一部を電磁的記録によって整備することができる。

(携帯提示義務)

第 7 条 民生委員は、その職務の執行に際しては、常に身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(貸与等の禁止)

第 8 条 身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失等)

第 9 条 身分証明書を失い、又は損じたときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。

2 第 5 条の規程は、前項の再交付について準用する。この場合において、同条中「氏名その他記載事項に変更があった場合」とあるのは「身分証明書を失い、又は損じたとき」と、「引替交付」とあるのは「再交付」と読み替える。

(返納義務)

第 10 条 民生委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに身分証明書を返納しなければならない

- (1) 民生委員を解職されたとき
- (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき

2 前条の規定により再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したときは、直ちにその発見した身分証明書を返納しなければならない。

付 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する

様式第 1 号 (第 2 条関係)

表

8.9 センチメートル

民生委員身分証明書		No
氏名		
任期 平成 年 月 日まで		
上記の者は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 5 条第 1 の規定により厚生労働大臣が委嘱した民生委員であ ることを証明する。		
平成 年 月 日	公印	
西宮市長 ○○ ○○		

5.5 センチメートル

裏

民 生 委 員 法(抄)	
第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応 じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。	
第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱す る。	
第 15 条 民生委員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の人格を尊重し、その 身分に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、 差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して 合理的にこれを行わなければならない	